

学事第951-2号
令和3年10月15日

各私立大学・短期大学設置者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

令和3年10月16日以降の私立学校の部活動について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに御礼申し上げます。

緊急事態宣言解除後の部活動の取扱いについては、令和3年9月28日付け学事第877-2号「緊急事態宣言解除後の私立学校の対応について（通知）」により、県立学校の対応を参考に御対応いただくようお願いしております。

現在の感染状況等を踏まえ、県教育局では10月16日（土）以降の部活動について、別添通知のとおり対応することとしました。

つきましては、県立学校における対応を添付いたしますので、各学校における対応の参考としてください。

【参考】別添通知

○県立学校長宛て通知

令和3年10月14日付け教保体第1147号

「令和3年10月16日以降の県立学校の部活動について（通知）」

総務部学事課
専修各種学校担当
電話 048-830-2562